

# 港湾関連データ連携基盤の運用開始に向けて

---

1. API連携テスト・GUI連携テストについて
2. 利用にあたって事業者が必要な手続きの流れ
  - ①利用申請
  - ②ユーザー登録
3. 規約について
4. 利用料金設定に係る方針
5. 港湾関連データ連携基盤等のデータ活用について(案)

# 1. API連携テスト・GUI連携テストについて

○ API連携テスト・GUI連携テストは、2021年4月からのシステム稼働に向け、事業者の方々にもご協力頂き、構築完了後の港湾関連データ連携基盤で、システム間・帳票間のデータ連携が問題なくできるかどうかを確認することを目的として実施するものである。

## ①協力事業者(予定・10月27日時点)

API連携テスト:10者      GUI連携テスト:5者及びAPI連携テスト協力事業者のうち協力頂ける者

## ②スケジュール(下図参照)

協力事業者とのテスト期間は、各事業者の事情も踏まえ、適宜調整しつつ進める。

協力事業者との調整をできるだけ速やかに行い、両テストとも、2021年1月から3月までの間に実施予定。



③なお、港湾関連データ連携基盤に関する公開APIの仕様確定及び最終提示は2020年10月末を予定。

## 2. 利用にあたって事業者が必要な手続きの流れ(①利用申請)

### ①利用申請

#### 【利用申請におけるポイント】

- 業界団体経由ではなく、各事業者が個別にウェブサイト上の申請フォームから利用申請を行う方法とする。
- 利用申請項目として、会社情報等に加え、事業免許・届出の写しを運営主体(当面は国土交通省港湾局)に提出する(事業免許・届出がある場合のみ)。同時に、申請者は利用規約に同意するものとする。
- 運営主体は、申請情報に基づき、事業種別ごとの権限を付与する。

| 申請者   | 運営主体  |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
|---|---|--------------|-------|------|-----------------------|-------|---------|------|-------|-------------|-----------|------|------------|------------|---------|------|------|------|------|------|----|---|-------|-------|---------|---------|
| <p>1. 利用申請</p> <div data-bbox="71 703 1086 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 事業免許・届出がある業種の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会社情報、ユーザー情報(管理ユーザー)を登録</li> <li>➤ 事業免許・届出の写しを提出</li> <li>※事業免許の写しを提出してもらうことをもって、申請された事業種別の権限があるものとみなす</li> </ul> <p>(2) 事業免許・届出を必要としない業種の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会社情報、ユーザー情報(管理ユーザー)を登録</li> </ul> </div> <p>※複数の事業免許・届出をもっている事業者については、登録する事業種別ごとに申請を行う。</p> <p>2. 利用規約への同意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 利用規約についてはP6,7を参照</li> </ul> | <p>3. 利用申請内容の確認、コンプライアンスチェック(反社会的勢力の除外)を行ったうえで、申請内容に基づき、事業種別ごとの権限を付与</p> <table border="1" data-bbox="1193 802 2190 1549"> <thead> <tr> <th>連携基盤上の「事業種別」</th> <th>事業免許等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航船社</td> <td>船舶運航事業者、船舶貸渡業者、海運仲立業者</td> </tr> <tr> <td>船舶代理店</td> <td>海運代理店業者</td> </tr> <tr> <td>内航船社</td> <td>内航海運業</td> </tr> <tr> <td>NVOCC/フォワーダ</td> <td>貨物利用運送事業者</td> </tr> <tr> <td>陸運業者</td> <td>貨物自動車運送事業者</td> </tr> <tr> <td>ターミナルオペレータ</td> <td rowspan="2">港湾運送事業者</td> </tr> <tr> <td>海貨業者</td> </tr> <tr> <td>通関業者</td> <td>通関業者</td> </tr> <tr> <td>倉庫業者</td> <td>倉庫業者</td> </tr> <tr> <td>荷主</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>届出荷送人</td> <td>届出荷送人</td> </tr> <tr> <td>登録確定事業者</td> <td>登録確定事業者</td> </tr> </tbody> </table> | 連携基盤上の「事業種別」 | 事業免許等 | 外航船社 | 船舶運航事業者、船舶貸渡業者、海運仲立業者 | 船舶代理店 | 海運代理店業者 | 内航船社 | 内航海運業 | NVOCC/フォワーダ | 貨物利用運送事業者 | 陸運業者 | 貨物自動車運送事業者 | ターミナルオペレータ | 港湾運送事業者 | 海貨業者 | 通関業者 | 通関業者 | 倉庫業者 | 倉庫業者 | 荷主 | — | 届出荷送人 | 届出荷送人 | 登録確定事業者 | 登録確定事業者 |
| 連携基盤上の「事業種別」  | 事業免許等   |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| 外航船社  | 船舶運航事業者、船舶貸渡業者、海運仲立業者   |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| 船舶代理店   | 海運代理店業者   |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| 内航船社  | 内航海運業   |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| NVOCC/フォワーダ   | 貨物利用運送事業者   |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| 陸運業者  | 貨物自動車運送事業者  |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| ターミナルオペレータ  | 港湾運送事業者   |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| 海貨業者  |   |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| 通関業者  | 通関業者  |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| 倉庫業者  | 倉庫業者  |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| 荷主  | —   |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| 届出荷送人   | 届出荷送人   |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |
| 登録確定事業者   | 登録確定事業者   |              |       |      |                       |       |         |      |       |             |           |      |            |            |         |      |      |      |      |      |    |   |       |       |         |         |

## 【参考】利用申請時に入力が必要な情報項目

- 利用申請時に必要となる情報項目は以下のとおり。
- 事業免許・届出がある業種は、事業免許・届出の写しも提出する。

| 分類              | 項目名            | 必須                         | 項目説明                                |
|-----------------|----------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 会社情報            | 会社名            | ○                          | 会社の名称                               |
|                 | 住所             | ○                          | 会社の住所                               |
|                 | 代表者名           | ○                          | 会社の代表者氏名                            |
|                 | 代表連絡先          | ○                          | 会社の代表連絡先                            |
|                 | 法人番号           | ○                          | 会社の法人番号                             |
|                 | 届出番号           | △<br>(届出荷送人として登録する場合、必須)   | 「届出荷送人」として事業種別の登録をする場合に、必須の情報となる。   |
|                 | 登録番号           | △<br>(登録確定事業者として登録する場合、必須) | 「登録確定事業者」として事業種別の登録をする場合に、必須の情報となる。 |
|                 | 事業種別           | ○                          | 港湾関連データ連携基盤に登録する会社の事業種別             |
| ユーザー情報<br>(複数可) | 管理ユーザー_アカウントID | ○                          | 利用者(管理ユーザー)が事前を取得するID               |
|                 | 管理ユーザー_氏名      | ○                          | 利用者(管理ユーザー)の氏名                      |
|                 | 管理ユーザー_メールアドレス | ○                          | 利用者(管理ユーザー)のメールアドレス                 |

## ②ユーザー登録

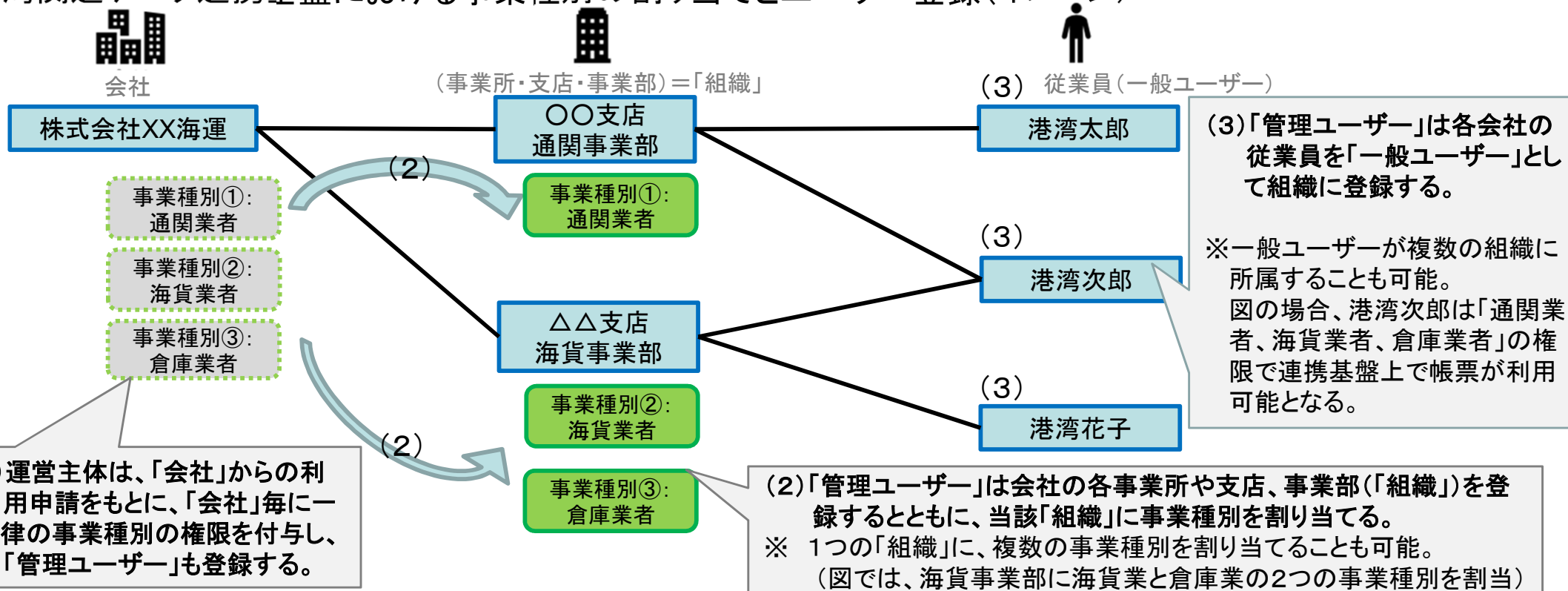
- (1) 運営主体は、「会社」からの利用申請をもとに、連携基盤上に「会社」を登録し、「会社」毎に一律の事業種別の権限を付与するとともに、各会社内の管理者である「管理ユーザー」※1を登録する。
- (2) 各会社の「管理ユーザー」は、会社の各事業所や支店、事業部(これらを「組織」という)を登録するとともに、当該「組織」に事業種別を割り当てる※2。
- (3) 各会社の「管理ユーザー」は、各会社の従業員を「一般ユーザー」として「組織」に登録する※3。  
連携基盤上では、「一般ユーザー」は組織の権限(事業種別)に基づき業務を進めることができる。

※1 「①利用申請」において、申請者が社内の管理者(=管理ユーザー)を最低1名以上申請する。

※2 会社内に登録した「組織」には、各事業所や支店、事業部の業務実態に合わせ、複数の事業種別を割り当てることも可能。

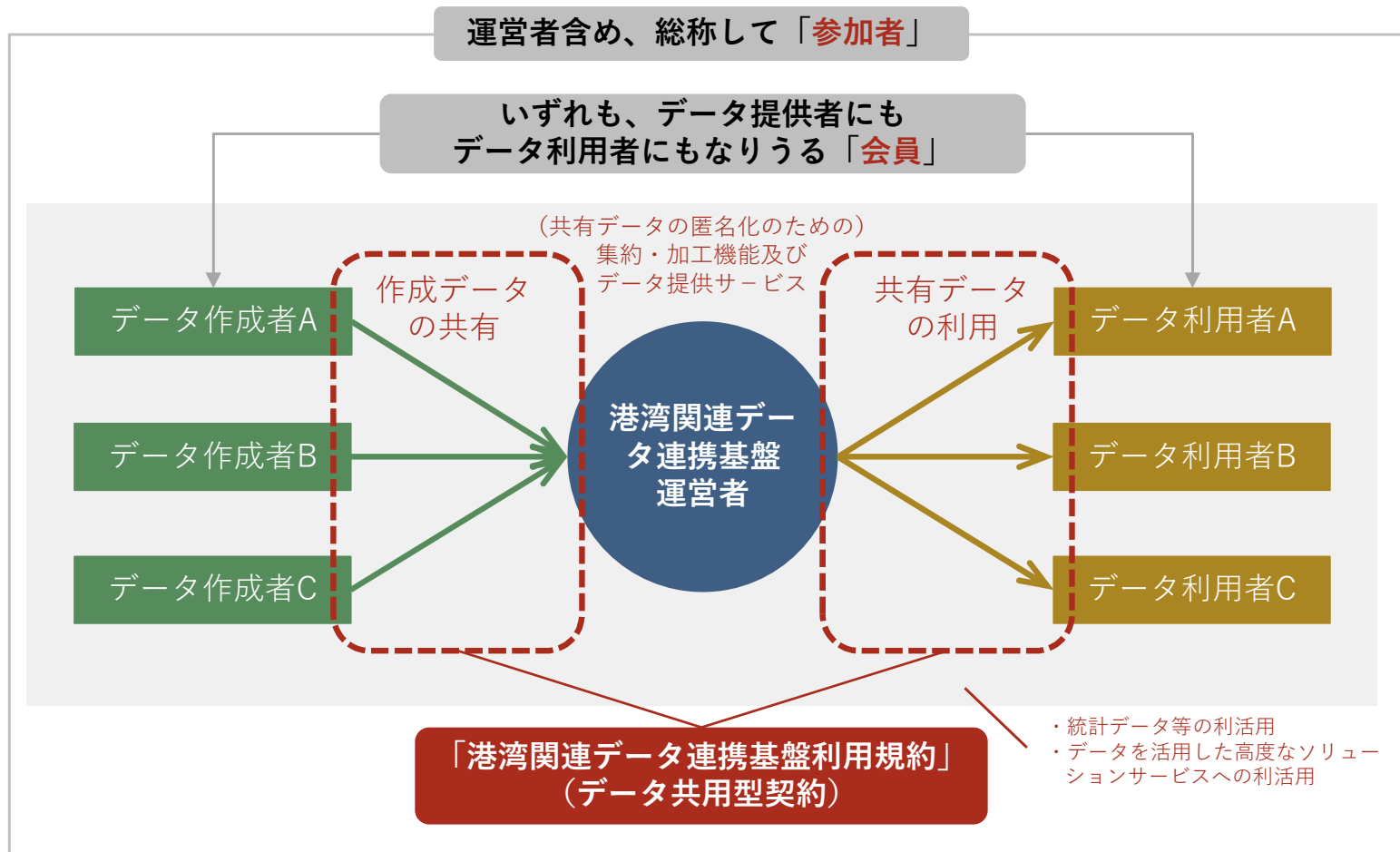
※3 1ユーザーが複数の「組織」に所属することも可能。

### 港湾関連データ連携基盤における事業種別の割り当てとユーザー登録(イメージ)



### 3. 運用に向けた規約の検討について

- 港湾関連データ連携基盤の利用開始にあたっては、利便性のみならず、安全性・信頼性を確保するため、運用ルールの明確化が必要となる。
- 他方、多様な関係者の利用が想定される中、各利用者と運用ルールを個別に調整することも非効率である。
- このため、想定される関係者との調整のもと、利用範囲や責任の所在等について予め明示しておくことを目的に、データ作成者、データ利用者及び基盤の運営者の間で包括的に適用される「規約」を整備することとする。





### 3. 規約(案)の構成

- 港湾関連データ連携基盤利用規約(案)の構成については、以下のとおり。
- 今後、法律関係者にも相談しつつ、国土交通省港湾局において規約(案)を作成し、必要に応じて推進委員会・WG構成員にも確認しながら、2020年度内に規約を確定させる予定。

#### 【規約(案)の構成】

|             |                                  |      |                                   |
|-------------|----------------------------------|------|-----------------------------------|
| 第1条         | (適用)                             | 第17条 | (規約の解除)                           |
| 第2条         | (定義)                             | 第18条 | (港湾関連データ連携基盤からの退会)                |
| 第3条         | (会員となりうる者の区分等)                   | 第19条 | (会員の地位または権利義務の譲渡)                 |
| 第4条         | (港湾関連データ連携基盤の利用許諾)               | 第20条 | (港湾関連データ連携基盤運営者の地位<br>または権利義務の譲渡) |
| <b>第5条</b>  | <b>(利用料及び納付方法)</b>               | 第21条 | (データの保全・復旧)                       |
| 第6条         | (作成データの共有方法)                     | 第22条 | (本サービスの提供の中止等)                    |
| 第7条         | (共有データに関する適切な取得及保証/非保証)          | 第23条 | (サービス利用上の注意事項)                    |
| 第8条         | (データ作成者によるデータ利用者へのデータ共有)         | 第24条 | (禁止事項)                            |
| 第9条         | (データ利用者による共有データの利用)              | 第25条 | (免責事項)                            |
| 第10条        | (データ利用者の共有データの管理責任)              | 第26条 | (存続条項)                            |
| 第11条        | (港湾関連データ連携基盤運営者の運営責任等)           | 第27条 | (完全条項)                            |
| <b>第12条</b> | <b>(港湾関連データ連携基盤運営者等によるデータ活用)</b> | 第28条 | (準拠法)                             |
| 第13条        | (責任の制限等)                         | 第29条 | (紛争解決)                            |
| 第14条        | (データ漏えい等の場合の対応及び責任)              | 第30条 | (本規約の有効期間)                        |
| 第15条        | (秘密保持義務)                         | 第31条 | (本規約の改訂)                          |
| 第16条        | (個人情報の取扱)                        |      |                                   |

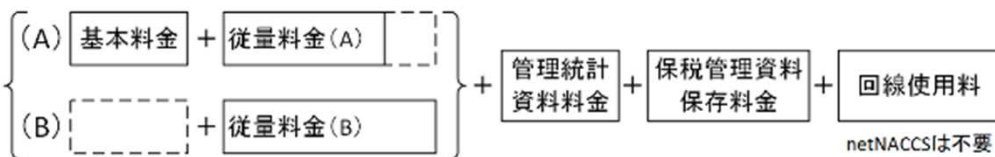
このうち、第5条(利用料及び納付方法)、第12条(港湾関連データ連携基盤運営者等によるデータ活用)については、今年度内に詳細が確定しないため、規約の内容を精査しつつ、必要に応じて細則を作成する方向で検討中。



# 4. 利用料金設定に係る方針

- 2021年度からのシステム稼働、2023年度以降の運営組織による運用体制の確立を念頭に、運用体制確立までの間の利用料金は原則無料とし、運用体制確立以降に利用料金を徴収することを想定している。
- 様々な利用主体毎の受益に応じた料金設定とすることを基本としつつ、基盤が我が国の国際物流における「国際競争力強化」を目的としていることに鑑み、利用料金は極力低廉に設定することを想定している。

## 参考①: NACCSシステム利用料金



| 料金プラン        | 月額料金  |
|--------------|---|
| (A) 基本料金     | 5,000円 (注1、2)   |
| (A) 従量料金 (A) | システム利用規程NACCS従量料金表に掲げる単価 (A) (各業務の「月間利用件数」×「単価 (A) の合計額」) |
| (B) 従量料金 (B) | システム利用規程NACCS従量料金表に掲げる単価 (B) (各業務の「月間利用件数」×「単価 (B) の合計額」) |

| 業務名                | 業務コード | 単価 (A) 「基本+従量」の単価 | 単価 (B) 「従量のみの単価 |
|--------------------|-------|-------------------|-----------------|
| ACL情報登録 (コンテナ船用)   | ACL01 | 8円                | 10円             |
| インボイス・パッキングリスト情報登録 | IVA   | 8円                | 10円             |
| 空コンテナピックアップ登録      | PUR   | 8円                | 10円             |
| フリータイム情報登録         | FTR   | 17円               | 20円             |
| ブッキング情報照会          | IBK   | 4円                | 5円              |
| 船積指図書 (S/I) 情報登録   | SIR   | 8円                | 10円             |

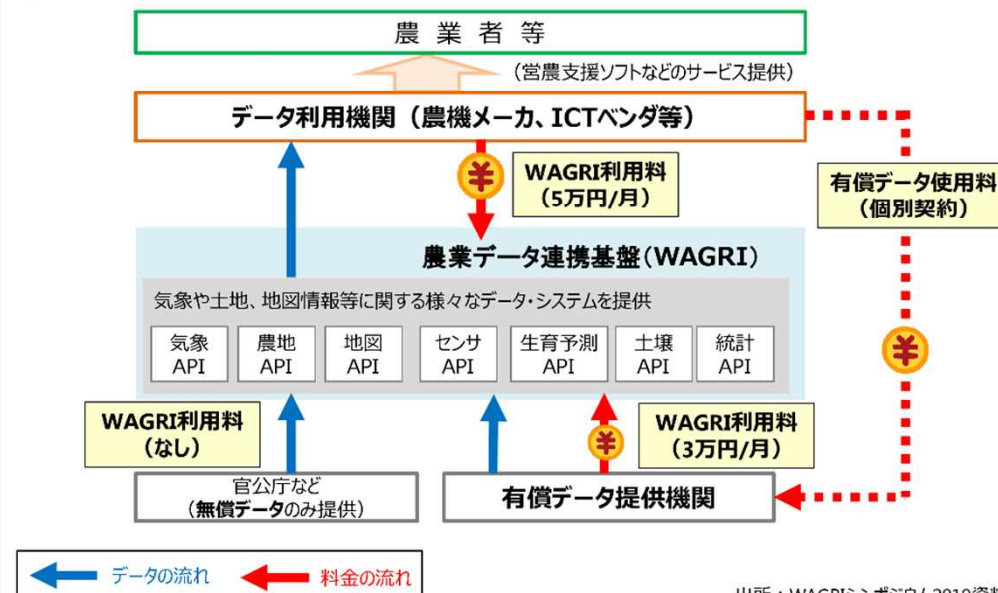
出典: NACCSセンターウェブサイトより、国交省作成

## 参考②: 農業データ連携基盤 (WAGRI) 利用料金

### 2019年度におけるWAGRIの運営



- データ提供利用の場合は5万円/月、データ提供の場合は3万円/月の利用料が必要
- 有償データを使用する場合には、データ提供機関との個別契約が必要



出所: WAGRIシンポジウム2019資料

出典: 農研機構ウェブサイトより

# 5. 港湾関連データ連携基盤等のデータ活用について(案)

## 概要

注)以下の内容については現在、検討段階であるため、今後内容が変わる可能性がある。

○港湾関連データ連携基盤のデータやNACCSデータを集計・加工し、匿名化を行った上で、国際海上コンテナ輸送動向に関するデータの速報として公開。

### 1. データ項目 : 利用港湾、コンテナ本数 等

※特に、港湾関連データ連携基盤運営開始直後は、基盤に蓄積されるデータが少ないことが見込まれるため、NACCSのデータを活用しつつ、データを集計・加工、匿名化。基盤の利用状況等を踏まえて、将来的にデータ項目の拡充を検討。

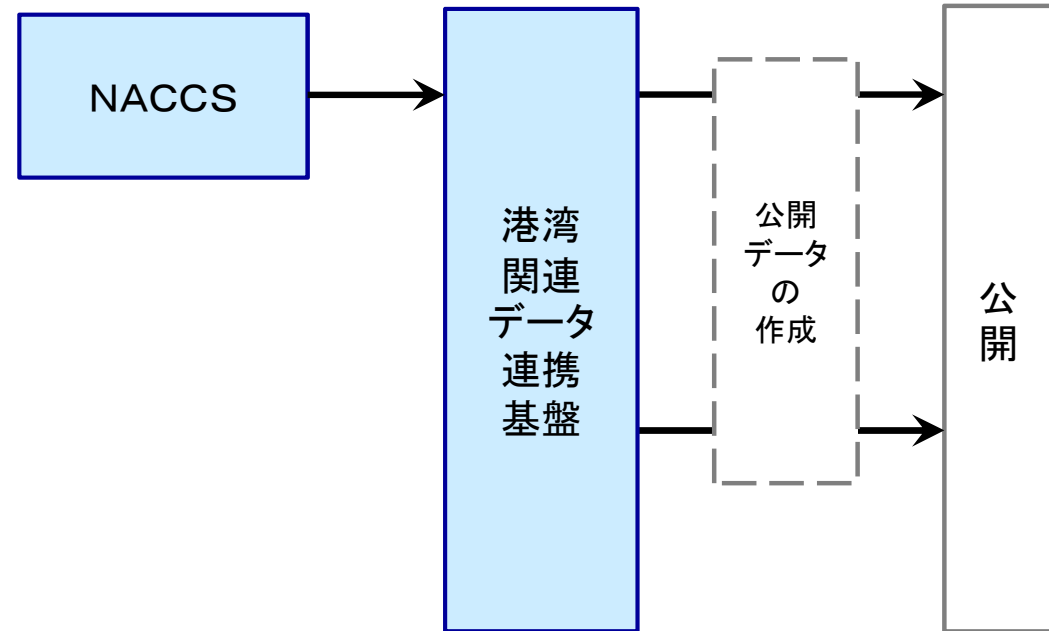
※データの収集および公開の方針について、関係者の意向を確認しながら実施する。

※特にデータの公開においては個社情報に十分配慮する。

### 2. 公開開始時期 : 令和4年度以降

※令和3年度以降に必要なシステム改修を実施。

### 3. データの公開イメージ



※データの公開方法等、その他の事項については今後検討予定。

※この他、基幹統計及び一般統計の作成等に資するデータの活用方策について、港湾関連データ連携基盤の管理・インフラ部門と連携しつつ検討。